

政経研究時報

No. 18-4 (2016. 3)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

公益財団法人政治経済研究所 公開研究会 マイナンバー制度は危険だ ……菅隆徳…	1
政経研 第1回定例研究会 ソーシャルワークと社会理論 ……北村 浩…	6
政経研 第2回定例研究会 核軍縮へのアプローチの現状とマーシャル訴訟 ……山田寿則…	7
財界による政治・経済支配の実態をどう分析するか ……佐々木憲昭…	10
農業センサスが示す下向・上向分解と農業構造ギャップ拡大 ……笹木昭…	14
日本軍「慰安婦」問題について一韓国の旅で見たこと感じたこと ……塩沢俊之…	17
研究所の動向 (2015年10月～12月) ……	19

公益財団法人政治経済研究所 公開研究会

マイナンバー制度は危険だ

菅 隆徳

(すが・たかのり 政治経済研究所 監事・税理士)

2016年1月からの運用開始を目前にして、2015年12月9日、公益財団法人政治経済研究所主催の公開研究会が開催された。プライバシー・アクション代表の白石孝さんが、「マイナンバー（共通番号）制度の仕組みと問題点」と題して講演した。白石さんは東京の荒川区役所に勤務しながら、40年間、国民背番号制に取り組んできた。まず街の本屋さんには、マイナンバー推進本しか並んでいないと現状を紹介した上で、①番号カードは作成は

任意で選択制であることを、政府は一言も言わないこと、②マイナンバーを考える時に、今の日本の政治のあり方の検証が必要である、③マイナンバーで税の公平を目指すというが、実務の問題と税制の基本を混在させていないかと問題提起をされた。以下の記述は講演の内容である。

マイナンバー制度の仕組みを理解することが出発点

番号制度は「番号」と「カード」という別

の仕組みの組み合わせである。実施されている各国によりその内容は違いがある。それぞれの見方・評価のポイントは、①番号は、生涯不変かどうか、見えるか見えないか、利用範囲が限定されているか無限定か。②カードは、IT仕様かプラスチックか紙か、あるいはないか。目的ごとに別個なのか1枚か。取得は義務か任意か、である。日本のマイナンバーは、日本に住む住民登録をしているすべての人（日本人及び外国人1億2,800万人）に付番され、番号から逃れることはできない。生涯不変の番号で可視化が図られた。利用は当面、税と社会保障の分野と言っていたが、安倍内閣は官民広く利用する方向である。カードはIT仕様で、ワンカードであり、取得は任意である。

日本の制度は、スタート時点こそ限定的な行政分野での番号利用と任意取得によるカード制度となっている。しかし、法律本体を全面実施（施行）する前に改定法を成立させ、さらには閣議決定で番号の民間利用やカードの全員取得化を方向付けるという想像を絶する拡張路線に入っている。

個人番号カードのワンカード化と生体認証

通知カードと一緒に個人番号カードの申請書も同封（形式は一体的）される。個人番号カードは強制ではなく申請により交付、つまり任意取得のカードである。しかし政府は多くの人に持たせようと躍起になっており、初年度（2016年1～3月）に1千万枚、16年度に500万枚の無料化予算を盛り、2003年以降の住基カード発行総数約800万枚（交付率5.5%）を一気に追い抜こうとしている。自民党は2019年3月までの年3年3か月で8,700万枚発行を目指すという計画を公表している。

さらに5月には「マイナンバー制度活用推

進ロードマップ」が公表され、2020年を「ターゲットイヤー」とし、「ワンカード」化、生体認証（顔データ、指紋、虹彩など）の登録までが俎上に上がった。番号カードを大半の人に所持させ、19年3月に8,700万枚を交付済みとした段階で、義務化法案を出し、国家身分証にしていくことが危惧される。ロードマップでは2020年東京オリンピックの会場入館規制を、番号カードの顔認証システムで行うなどとしている。

安倍政権の野望

民主党政権が2012年12月に閣議決定、国会上程した最初の番号法案は、「社会保障・税番号」法案だった。その是非はさておき、社会保障「充実」を民主党なりにめざしたといえる。ところが、2013年5月に番号法が成立、公布して以降、安倍政権は番号制の方向を大きく変えていった。IT総合戦略本部に軸足を移したことがその典型である。そして、「自民党IT戦略特命委員会、マイナンバー利活用推進小委員会」が4月22日に開催され、その「平井卓也プラン」が、5月20日開催の前記ロードマップ案として、IT総合戦略本部マイナンバー等分科会に資料提出され、それ以降、日本再興戦略改定2015などの政府方針になった。

番号制度、その他の特徴と問題点

(1)法人番号

初めて法人にも13ケタの番号が付けられる。強制付番と任意付番とがあり、当面は、株式・有限会社、社団・財団・社会福祉・学校・医療・宗教・NPO法人など登記法人に付番される。しかし、所得の補足と情報連携とが目的なので、人格なき社団も視野に入ってくるとみるのが妥当であろう。国税当局が

今後どの程度対象を拡大させるのか、予断を許さない。なお、法人番号は変更不可で、公開される。

(2)膨大な経費

2013年法案国会審議の際には、導入当初2~4千億円、以降の運営経費数百億円と大雑把な説明だったが、2014、2015年度予算から徐々に具体的な数字が見えてきた。今のところ2か年度で2,200億円が計上済みである。しかし、これは政府の直接的な予算であり、別に地方自治体の持ち出しが約3千億円とされ、なおかつ民間の経費（社会的インフラコスト）は想定すらされていない。すべての法人や事業者が何らかの対応をしなければならないので、社会全体では、1兆円を超える相当な額になるであろう。

(3)官に限定で利用といっても

例外規定が曲者

「官の分野に限定する」ので安心といわれていたが、当初から例外規定を盛り込み、政令公布により26項目が明記されている。捜査関係での利用には歯止めがなく、特定個人情報保護委員会のチェックすら効かない。（実際2014年3月に交付された「番号法」の「政令別表」では、刑事事件捜査のみならず、警察・公安調査庁が担当する破壊活動防止法等の執行において、マイナンバーの利用が認められた。そのため今後、裁判所の令状なしに、公安警察等が違法にも監視対象にしている反基地・戦争反対といった運動に参加する市民の個人情報を、いつでも「調査」等の名目でマイナンバーを通じ補足する事態が考えられる。『週刊金曜日』2016.2.5報告者註）

番号法本体の施行前に民間利用に踏み込んだ改定法を可決

2018年度から預金口座に番号を紐付……いよいよ民間利用に

本法が実施される前に、民間利用を拡大する改定法が提出され、9月3日に可決、成立した。改訂番号法の骨子は以下の通りである。

- ①預貯金口座へのマイナンバーの付番
- ②医療等分野における利用範囲の拡充
- ③地方公共団体の利用範囲の拡充

この預金口座への個人番号紐付けは、生涯変わらない個人番号を民間分野でも広く利用することに大きな一歩を踏み出したことになる。民間分野での番号利用は、大量の情報流出につながり、成りすましや詐欺犯罪に大きく道を開くことになる。

参議院内閣委員会の付帯決議で生体情報に踏み出す

8月27日、参議院内閣委員会での採決の際、自民、公明、民主、日本を元気にする会、次世代の党の委員が共同で15項目からなる付帯決議を提案し、決議された。そこには、⑫個人番号カードの公的個人認証機能の利用時における本人確認方法について、生体認証の導入を含め、より安全かつ簡易な方法を検討すること。……という信じられない内容が盛り込まれている。これはとんでもない提案で、カードの全員所持、生体情報入力、常時携帯へと2020年を目標に突き進むということだ。「安心安全社会」と言いながら、戦争法を支える国内治安管理強化にカードが使われることになる。

治安維持のために実施した韓国では大量の個人情報が流出

韓国は1962年、軍事クーデターで全権を掌握した朴チョンヒが住民登録法を制定、1968年からは住民登録番号を付与、住民登録証を開始している。当初の目的は国防や治安管理だったので、反対世論もなく、そういった民

意を問うような政治も行われなかった。2011年までの間に20回の法改定を行い、治安番号から行政分野での全面的使用、さらには民間分野での利用へと拡大していった。韓国では番号で、生年月日や出生地がわかる。警察が犯罪捜査のために、番号で病院に問い合わせを行うなど、日常的に行われている。

民間分野での利用は、例えば日本ではインターネットで買い物をする場合、その会社のサイトを開き、航空券とかホテル、洋服などのメニューから入り、買い物の種類、日時や数を選択し、個人情報を入力、最後にクレジットカード決済とかコンビニ払いを選択して完了となる。ところが韓国では、最初に住民登録番号を入力しない限り、画面は動かない。つまり、住民登録番号が民間事業者に登録されている、あるいは登録しない限りショッピングができないのだ。

民間分野での住民登録番号付の個人情報の蓄積がここまで進んだこととインターネットの急速な普及拡大の結果、2008年1月から2014年1月までの6年間で、累計2億3,719万人分の個人情報が流出する事態となった。特に2011年7月のSKコムズ3,500万人分、2014年1月の大手クレジット会社(ロッテ・農協・KB国民カード)3社1億400万人分の情報流出は大きな社会問題になった。クレジット口座情報だから、氏名、口座番号、住民登録番号、預金残高、IDやパスワード、信用度ランクという重要な個人情報が盗まれ、売られたのだ。盗んだのは、セキュリティーを管理する下請会社の社員ということも大きな衝撃だった。

この事件を契機に、住民登録制度への批判が起こり、全部の住民登録番号を付け直す、被害を申告した人の番号を変更する、番号の利用分野を厳しく規制するという3案が出されたが、番号の全面変更はコスト面を含め不可能とされ、現在後者2案が検討されている。市民からは損害賠償請求だけでなく、番号

制度の抜本的な見直しを射程にした番号変更を求める憲法訴訟も提起されている。また、13年からは個人情報保護法の改定もあり、民間利用の制限が行われつつあるが、住民登録番号の代わりに携帯電話番号が利用されるなど、実態としての規制は進んでいない。

イギリスでは生体情報入りの IDカードを保守党が廃止

イギリスでは2010年の国政選挙で労働党政権から保守党・自民党の連立政権が誕生、労働党政権下で導入した「国民IDカード制」の廃止を決定した。その廃止関連法案は、①国民ID登録番号および各人から強制収集した指紋その他の生体認証情報を管理する登録台帳を破棄、②IDカードを廃止。法案の目的は、IDカード及び不要となる法律の廃止を通じて、自由と人権を回復するために提出する。IDカードを廃止し、かつ、国家身分登録台帳を廃止することにより、カード保有者から収集したすべての個人情報を廃棄する。政府は、必要最小限度の市民の情報を保有すべきであると述べている。

何のための番号制度か 所得捕捉の対象は中間層と貧困層

マイナンバー制度は「社会保障と税の一体改革」を目指すところからスタートした。しかし、民主党政権時のこの目的は、安倍政権になって大きく舵を切り、IT国家戦略に軸足を移している。制度によるメリットも「行政手続きの際に住民票などの添付書類が不要になる」「行政が効率化される」という「ないよりはる方がいい」程度のもに後退しているように見える。そのために数千億円の税金を使い、「3兆円市場」というアンバランスさが際立つ。

実際はどういうことが起こるのか。それは庶民の懐を徹底して洗い出す「課税の適正化」だ。正社員が会社に内緒でアルバイトをしている場合、扶養控除額を超えて働いている学生アルバイトや主婦パートなどが想定される。確かに適正化は正論だ。しかし、その対象は年収100万とか500万とかの庶民、いわゆる中間層や貧困層になっている。資産家や大企業から税金をたくさん納めてもらうような仕組みにはなっていない。民主党政権時の2011年6月に策定された「社会保障・税番号大綱」で明確に述べている。……すべての取引や所得を把握し不正申告や不正受給をゼロにすることなどは非現実的であり、また、「番号」を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があることについて、国民の理解を得ていく必要がある。

政府やマスコミはこれらを正しく伝え、理解と納得を求めてきたのだろうか。一般的には税の公平・公正という時、金持ち、資産家、大企業がきちんと税金を払うかどうかに関心の対象ではないか。ところが大企業は租税特別措置を活用して法人税の大幅な減税を受けている。1986年の所得税+住民税最高税率は88%だったのに、今は55%までにひき下げられている累進税率、資産家優遇の分離課税制度など、問題は「税制度」の是正にあるにもかかわらず、マイナンバー制度で公平・公正が実現されるかのような幻想を振りまき、ふところを直撃される当事者である中間層や貧困層から反対の声を起こさせないように世論誘導しているのである。

税の課税・徴収実務と税制度とを混同した議論や世論誘導が、マイナンバー制度の本当の狙いを見えにくくしている。制度が定着するには数年を要するが、その段階で国税当局がどういう方向を取るのか、今の段階では不明であるが、マイナンバー制度によって権力行政である税務行政の権限が強化されること

は間違いない。

個人番号カードを申請しないこと

このようにマイナンバー制度は利点よりはリスクが多い番号制度だ。基本的には制度の全面的な見直しをすべきだ。しかし、今の国会議席からしても、制度の全面的な見直しを実現することは相当に困難だ。一方、社会全体の周知度理解度はまだまだ低く、自治体や事業者の準備も遅れていることから、付番はしても全面的な実施は延期すべきだし、無理な要求でもない。世論を高めていき、全面的な見直しの機運を作っていきたいと考えている。個々人が取り組める具体的な行動は「個人番号カードを申請しない」ことだ。税や福祉関係の手続きには、通知カードと運転免許証などを併用することで、個人カードがなくても全く困らない。10年間で5%しか交付されなかった住基カードと来年1月から交付が始まる個人番号カードとは、今の段階では同等の価値しかなく、持たなくても困らない。

講演を聴いて

白石孝さんの話を聴いて、マイナンバー制度が、預金口座や医療情報、さらには指紋など生体情報まで、すべての個人情報マイナンバーの個人番号カードに組み込まれること、これは、国家による国民監視と情報管理のシステムであることがわかった。韓国では行政分野にとどまらず、民間でも広く使われるようになり、結果として大量の個人情報流出につながった。その道を今、安倍政権は推進しようとしている。個人番号カードは作らず、使わず、扱わず、マイナンバー制度の形骸化を図っていくことが重要だ。

2015年度第1回公益財団法人政治経済研究所 定例研究会

ソーシャルワークと社会理論

北村 浩

(きたむら・ひろし 政治経済研究所 理事)

2015年8月25日に、2015年度の第1回政治経済研究所定例研究会が研究所で開催された。「ソーシャルワークと社会理論」という表題で、「～フィールド、現場で得られたこと、考えたこと～」とのサブテーマのもと、報告をおこなった。参加者は、時期的なタイミングもあり、それほど多くはなかったものの、充実した議論ができた。

はじめに、報告者より、ソーシャルワークと社会理論というテーマで、近年研究を進めており、そのような問題意識にいたった経過、および、具体的に、どのような研究をしているのかの、その概要が説明された。それをふまえ、こうした研究を進めるために、報告者が実際に研究のフィールドとしているいくつかの場所、「現場」についての報告を重点的におこなった。報告者は、このような問題意識をもとに、生きづらさを抱え、また、生活困窮などの要因により、社会的排除にさらされている人びとが集う場、コミュニティへと足を向けることによって、そこに参与的にかかわることによって、こうした現代社会の病理ともいえる現象を理解し、それへの対処としての規範理論の有効性を検証している。

現在、報告者がフィールドとして、重点的にかかわっている三種類の異なる場、コミュニティについて、具体的に紹介を試みた。最初に、原発事故による広域避難をした人びとが集まるコミュニティ、サロンについて言及をした。ここには、福島第一原発の事故によって、予期していない状況で避難を余儀なく

され、多くの心理的負荷をかけられたり、生業を奪われることにより、経済的にもいきづまってしまうたりした人たちがおり、そうした人たちが、同じ避難者としてつながり、安心できる場所として機能している。

次に、生活困窮者の居場所として、月に一回、定期的集まる場について紹介をした。この会は、もうすでに一定の年月を経過し、その性格もやや変化しつつあるところも見られるのだが、そこに来るのは、おもに生活保護受給者や、かつて受給していた人たちが中心で、路上生活など、ホームレス経験のある人も多い。高齢の人も多く、そうした人たちが、社会になじむのは、困難がともない、その意味でもこの場の重要性が明らかとなる。

三番目に、おもに生きづらさを抱えた若い人たちの居場所について言及した。ここには、さまざまな要因、その中には、メンタルへの負荷や発達上の困難などがあり、他者とのコミュニケーションや、社会へとなじむのには大きなハードルのある人たちがおり、そうした人たちにとって、数少ない、安心していられる場所であり、また、自己の存在を承認される場ともなっている。そのような空間が非常に大切なものであるとともに、ここでこうした人たちへの働きかけることの重要性が、同時に指摘される必要があるだろう。

最後に、これらのフィールドで得られた知見を、どのようにフィードバックすることができるのかについて言及した。どのような形でアウトプットすることが可能であるのか、

また、それによって、この議論をどう発展させ、規範的な社会理論の構築に貢献できるのが課題となる。そのようなアイデアの一環として、目下、ソーシャルワークのための社会理論入門を構想している。これは、実際に

こうした人たちと向き合う、現場にいる人たちが、実践のため準拠点をえるためである。また、議論を通じて、ソーシャルワークの社会理論の構築の必要性が指摘されたが、その点も痛感することとなった。

2015年度第2回公益財団法人政治経済研究所 定例研究会

核軍縮へのアプローチの現状とマーシャル訴訟

山田 寿則

(やまだ・としのり 政治経済研究所 主任研究員)

昨年(2015年)10月30日に開催された第2回政治経済研究所定例研究会において「国際司法裁判所における核軍縮交渉義務事件の現状と課題」と題して報告の機会を頂いた。当日は、反核法律家協会など市民社会、マスメディア、学生などの参加もあり、報告テーマであるマーシャル諸島共和国による国際司法裁判所(ICJ)への提訴(マーシャル訴訟)には一定の関心の広がりがあることを感じた。実際、2014年12月には日本の市民社会からこの訴訟を支持する500万筆を超える署名がよせられ、また2015年12月にはこの提訴に関連して同国のデブルム外相(当時)と同国国民に対してライト・ライブリフッド賞が授与されてもいる。さらに日本のマスコミでも一定の注目を集めつつある。

マーシャル訴訟の現状と背景

ビキニの水爆実験と第5福竜丸事件で知られる北太平洋の島国マーシャル諸島共和国は、米国によって67回におよぶ核実験が実施されてきた。現在でも米国との自由連合協定の下で、国防・安全保障の点では米国の影響力は強い。だが2014年4月同国は、米国を含む核保有9カ国を相手取り ICJ に提訴した。この提訴は同国の核実験被害に基づくものでは

ない。同国も当事国である核不拡散条約(NPT)第6条に規定される核軍縮交渉義務を根拠に、核保有国がこの義務を履行していないとして、被告の義務違反の認定と、判決後1年以内の履行を命じることを ICJ に求めたものである。被告の9カ国のうち ICJ の義務的管轄権を受諾している3カ国(英印パキスタン)について手続が進行中であり、3月にはこの3件それぞれにつき口頭弁論が予定されている。被告3カ国は本件につき管轄権の存否や受理可能性の有無を争っており、いずれも手続段階における判決が今後予定されている。

この提訴には国際反核法律家協会(IALANA)や核時代平和財団といった複数の軍縮 NGO の働きかけと支援が存在するが、さらにその背景には核軍縮の停滞がある。今年(2015年)はオバマ米大統領の任期2期8年の最後の年だが、顧みれば2009年のプラハ演説において同大統領は米国が核兵器のない世界をめざし核軍縮に取り組むことを広く世界に宣言し、これが同年のノーベル平和賞受賞に結びついた。だが、現実の核軍縮の進展はどうか。新START条約は発効したが、その後の削減交渉は近年の米ロ対立を背景に進展していない。

プラハ演説でも言及された CTBT の発効はいまだ実現しておらず、カットオフ条約交渉開始も停滞したままである。加えて核保有国は核兵器の近代化を進め、更なる核拡散の懸念も払拭されていない。テロリズムの拡大も核テロとの結びつきが常に懸念される現状にある。日本周辺についていえば米ロ中の核大国がひしめくなか、北朝鮮が核実験やミサイル発射を繰り返しつつ核兵器保有を実体化させてきている。

国際法上 5 大国には核軍縮をすすめる義務がある。NPT 6 条には、核軍縮の効果的措置につき誠実に交渉する義務が規定されている。5 年ごとに開催される NPT 再検討会議は、事実上この第 6 条の運用を検討する場であり、2010 年には NPT の 3 本柱たる核軍縮・不拡散・平和利用の全分野にわたる行動計画につき合意がなされたが、核軍縮分野での実施状況は前記のごとく停滞しており、2015 年の再検討会議では実質合意が成立せず、具体的成果が得られなかった。

核軍縮をめぐるのは従来から諸国家による交渉グループが形成され、これらグループ間での主張の対立が繰り返されてきた。冷戦後に限ってみても、核保有国を中心とするステップ・バイ・ステップのアプローチと非同盟諸国を中心とする包括的アプローチの対立を基軸に、その両者の橋渡しを狙う、新アジェンダ連合 (NAC) や軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) などのグループが形成されてきた。また、2010 年再検討会議のころからは核兵器使用の人道上的帰結に着目するいわゆる人道的アプローチが主張され、これを推進する具体的国家群が形成されてきた。

現在注目されているのはこの人道的アプローチがどの程度核軍縮に向けた前進を導くことができるかである。これは対人地雷やクラスター弾の禁止条約を成功させた手法を核兵器に応用するものであり、従来のように核兵器を安全保障の視点から見るのではなく、そ

の使用がもたらす人道上的被害に着目して、核兵器を汚名化し、それにより核兵器の禁止を社会規範から法的規範に高めようとするものといえる。このアプローチを主導する市民社会からは、核保有国の参加がなくとも核兵器の使用・保有を禁止する条約 (BAN 条約) の実現が提唱されている。昨年の国連総会では、この人道的アプローチに基づく決議が相次ぎ提出・採択された。これに基づき本年ジュネーブにおいて国連総会の下部機関としてオープン・エンド作業部会 (OEWG) が開催される。この作業部会の焦点の一つは、NPT 6 条で規定される核軍縮の「効果的措置」であり、これに関連して BAN 条約も議論の対象となるだろう。

だが、核保有国、特に 5 大国はこの人道的アプローチに対しては否定的だ。上記国連総会決議に対しても反対ないしは棄権しているし、OEWG 設置決議にはそろって反対しており、今年の OEWG への参加は期待できそうもない。

マーシャル訴訟の意義

このような背景に照らしたとき、マーシャル訴訟はどのような意義をもつだろうか。まず、本件訴訟は NPT 6 条の解釈を正面から問うている。同条では、核軍縮 (Nuclear Disarmament) そのものではなく、これに関する効果的措置につき「誠実に交渉する」ことが義務とされるにすぎない。だが ICJ は核軍縮交渉を誠実に遂行しかつ「完結させる義務」があるとの判断を示している (1996 年核兵器勧告的意見主文 2 F)。この意見には様々な評価があるが、6 条は核軍縮の達成という結果を締約国に義務付けたものと ICJ は解釈しているとみることができる。マーシャルはまさにそのことを問うている。いうまでもなく NPT は国際社会において最も普遍的な条約の一つであり、米ロ英仏中の 5 大国に核軍縮義務を課す唯一の法的根拠を提供し

ている。NPT 上核「廃絶」義務が存在することを法的に確認することの意義は大きい。加えて、マーシャルはこれが慣習法化しているとも主張し、非 NPT 国たる印パ、イスラエル、北朝鮮を相手取り提訴した（このうち手続は印パのみが進行中）。仮に、この核廃絶義務の慣習法性が認定されれば、国際社会すべての国が拘束される義務の存在が認定されることとなり、核廃絶の議論に大きな追い風を送ることになる。

次に、このような核軍縮義務の法的解明は、核軍縮へのアプローチ間の対立に歩み寄りを促す効果も期待できよう。6条の義務は核兵器国にのみ課せられているのではなく、非核兵器国も名宛人である。6条における核軍縮交渉義務は、核兵器国と非核兵器国に等しく課せられている。この訴訟を通じて6条でいう「効果的措置」とは何かについての解釈の指針が示されるなら、核軍縮への共通の取組みに再びモメンタムを生み出すことができるかもしれない。

最後に、この訴訟は、NPT 上の核兵器の地位に関する問いを孕んでいることにも注目したい。核兵器の使用・威嚇の適法性が問題となった前記核兵器勧告的意見では、ICJ は

NPT 等の核兵器の取得・保有等のみを扱う諸条約について、核兵器の将来の一般的禁止を予測するものとみることができるとしながらも、これ自体が核兵器の使用・威嚇を包括的・普遍的に禁止するものとは認定しなかった（パラ62～63）。しかし、前述のように核軍縮を達成する義務の存在を判示した。ICJ は、いずれ廃絶される「暫定的」ないしは「過渡的」な安全保障手段として核兵器を位置付け、ひいては NPT 上の核兵器国の特権的地位もまた暫定的・過渡的であることを示唆したとも解される。だが、現実には国際社会における核兵器の安全保障上の役割は極めて重く、それを保有することの政治的効用も絶大なものとして認識されている。本件訴訟の根底には、このような核兵器及び核保有国の国際社会における地位をどのようなものとしてみるかという問題が胚胎している。この裁判は国際社会の在り方を根底から問い直す契機を提供しているともいえよう。

もっとも、ICJ がこれらの問いに正面から答えるかどうかは不明である。管轄権につき消極判決が出される可能性も大いに存在する。今後の推移に注目したい。

【訂正】

本誌 No.18-3 のアンガス・マディソン関連の記事で、一橋大学での授賞式の後、執筆者（相田）の自宅で懇親会をしたことに触れた。その際に懇親会の参加者の中に北田先生がおられたと書いたが、北田先生は、この懇親会には参加されていなかった。相田の記憶違いである。訂正して、お詫びを申し上げる。

財界による政治・経済支配の実態をどう分析するか

佐々木 憲昭

(ささき・けんしょう 前衆議院議員・政治経済研究所 主任研究員)

財界支配を分析する意義

戦後の日本資本主義を考えるうえで、財界分析は欠くことができません。私は、今年1月末に『財界支配——日本経団連の実相』（新日本出版社）を著しました。

財界の全国組織としては、日本経済団体連合会（日本経団連）とともに、経済同友会（同友会）と日本商工会議所（日商）が有力であり、これらは財界3団体と言われています。日本経団連は主として大企業によって構成され、同友会は大企業の経営者個人によって組織され、日商は大企業だけでなく多くの中小企業が加盟しています。そのなかでも、政治的・経済的な影響力の大きさから見て、日本経団連は日本の経済・社会のもっとも有力な支配的勢力と言えるでしょう。

私たちは、「独占資本の支配」という言葉をしばしば使います。しかし独占資本とは、経済制度としての独占資本主義を示す場合や、支配層としての独占資本家階級、または独占体、複数の独占企業、金融資本などを表すものなど、多義的に使われています（社会科学辞典編集委員会編『社会科学総合辞典』1992年、新日本出版社）。また「支配」の実態も複雑で、その捉え方もさまざまです。

今回、私が試みたのは定義の整理ではなく、独占資本による支配の実態を実証的に把握することです。財界とは、企業経営者によって構成された団体またはグループのことであり、

それは、政治や経済に能動的に働きかけ、構成員である企業により大きな利益をもたらそうとする団体です。その実態を、歴史的・実証的に明らかにすることによって、独占資本の支配の一端を解明することに繋がると考えました。

日本経団連の役員企業がどのような変貌をとげているか、それが政治にどのように影響力を行使し、日本経済にどのような変化をもたらしているか、また国民とのあいだでどのように矛盾を広げているかを明らかにすることが目的です。

安倍内閣で進行した政権与党との新たな癒着

『財界支配』は、9年前の『変貌する財界——日本経団連の分析』（2007年1月、新日本出版社）の事実上の続編です。前著が出版されたのは、第一次安倍内閣（2006年9月26日～2007年8月27日）誕生直後でした。その「あとがき」で私は次のように書きました。「日本経団連の『政策提言』を安倍内閣の『基本方針』に置き換えれば、安倍内閣の政策はすべて完成する。表面的に安倍氏の政策が“あいまい”に見えたのは、すでにそのウラで財界が“詳細で体系的な政策”を準備していたからである」（243ページ）。安倍晋三氏は、当初から経団連に深く依存し、財界に奉仕するために政権の中核に就いた人物だということは、経過を見れば明らかです。

その後、2008年にリーマンショックが勃発

し世界と日本経済は、大きな打撃を受けました。政治的には2009年8月に民主党政権が誕生し、3年後の2012年12月に自民政権が復活する(第二次安倍内閣)という経緯がありました。また、2011年3月に東日本大震災が発生し甚大な被害がもたらされました。この10年間は、まさに政治的にも経済的にも社会的にも激動の時代だったといえます。

この激動のなかでも、財界と自民党の癒着ぶりは基本的に変わりませんでした。とりわけ、2012年12月の総選挙で自民政権が復活(第二次安倍内閣)してからは、いっそう露骨なかたちをとるようになりました。『財界支配』では、新たなデータを付け加えただけでなく、株式配当、雇用、軍事産業にも対象を広げ、政権与党との新たな癒着を解明するなど可能な限り多角的な分析を試みたつもりです。

客観的なデータを集計・分析するという方法

経団連分析として私が採用したのは、主として客観的なデータを集計し分析するという方法です。集計期間は、1970年から2015年までの45年間としました。日本経団連が公表した資料、大企業の有価証券報告書など財務諸表、さらに首相官邸の会議体の動向など、客観的なデータをひとつひとつ確かめ実証的に解明するよう努めました。

いちばん苦労したのは集計作業です。膨大な指標を集計する作業は、多くの時間を必要とするのはもちろんですが、古い有価証券報告書のデータが、マイクロフィルムから印刷したものを使用したこともあり、読み取るのに四苦八苦しました。文字が小さく活字がつぶれ「6」「8」「9」「0」の区別がつかないからです。しかし、集計作業を積み重ねていくと、漠然と思い描いていた実態が、大げさに言えば“霧が晴れるように”鮮明になっていきます。これは、私にとっては「可視化」作業ともいうべきものでもありました。

現在の日本経団連は、2002年に旧経団連と日経連が統合して誕生しました。役員の入替えもあり、その数も増加しています。そのため、統計的・実証的に分析するといっても、それほど容易なことではありません。私は、全体の趨勢を把握する集計方法として以下の点を試みることにしました。

第一。経団連の役員(会長・副会長、議長・副議長)のなかで、有価証券報告書のない非上場企業(相互会社等)や専任役員は除き、有価証券のある企業のみを集計対象としました。また、集計時点を、1970年、1980年、1990年、2000年、2005年、2010年、2015年の7つとし、それぞれの時点の有価証券報告書から必要なデータを抽出・集計しました。これにより、集計期間45年という長期的な変化を数字で端的に捉えることができるようになりました。

第二。役員企業が、親会社や持株会社に支配されている場合には、実質的に支配している大企業(親会社・持株会社)を集計対象としました。また、はじめから製造業等に限定する方法はとらず、可能なかぎり金融・保険・証券を含めたすべての役員企業を集計対象としました。

第三。経団連役員の入替えもあり、役員を構成している企業数も増加する傾向にありますので、単に数値を集計するだけでは比較ができません。そこで、「1社平均の数値」で比較することにしました。こうして、45年にわたる集計時点ごとの数値を同じ条件で比較できるようになりました。

そのうえで、税制や軍事関係の年表を作成して全体の流れをつかめるようにし、経団連が公表した文書の引用・紹介に努めました。また政府との関係についても、官邸のホームページなどで公表されている資料にもとづき集計しました。こうして、可能な限り資料集としての役割も果たせるようにしました。

明らかになった経団連の 基本性格と支配の実相

戦後の経団連誕生の経緯をみると、戦時中の経済団体を基本的に引き継ぎアメリカのアジア戦略に協力するなかで形成されたことが明らかとなります。

また、役員企業の産業構成をみると、製造業を中心としつつもその主軸をハイテク部門へと移しつつあること、多国籍企業化、経済の金融化を反映した構成へと変貌をとげていることがわかります。経団連の要望は、これらの変化を踏まえて提出されていると見るべきです。

経団連役員企業が巨大化し多国籍企業化すれば、国内産業の空洞化を招き労働者を正規から非正規雇用に置き換え、賃金を押し下げる作用を強めます。他方で、役員企業の株主をみると外資比率が大きく上昇しており、いまでは3分の1強が外資に支配されるようになっています。米系外資の対日支配の進行と平行して、海外に生産拠点を移し多国籍企業化がすすんでいます。これは、巨大資本の国際的相互浸透が高度に進行していることを示しています。

さらに、経団連役員企業の10大株主を集計してみると、2000年代から株式等の資産を管理・保管する内外のカストディアンが急増していることが明らかとなりました。そのため、株式配当を増やす圧力が高まり「株主至上主義」とでも言うべき現象があらわれるようになりました。

また、日本経団連役員企業が軍需産業に深く関わり、国の軍事予算への依存を深めていることも解明しました。国発注の防衛装備品の7割強を20社で受注しており、経団連役員企業が3分の1を独占しているなど高い集中度と寄生的な性格も浮き彫りになりました。

武器輸出禁止3原則の撤廃、宇宙軍拡などで経団連が果たしてきた役割も解明しました。

2000年代始めの行政機構の改革によって首相と官邸のリーダーシップが強められて以降、内閣の「司令塔」に財界代表を分厚く送り込むことによって、官邸を直接動かす仕組みがつくられるようになったことも、政府会議体の集計にもとづき分析しました。

集計に際し「有価証券報告書」をどう扱うか

有価証券報告書を利用する場合、そこに含まれている数字の性格に注意を払わなければなりません。

たとえば「総資産」について言えば、金融・証券・保険業のばあいは、製造業とは違う内容で計上されています。銀行は、預金を原資とする「貸出金」が総資産のなかに含まれています。また保険の場合は、保険料を有価証券等で運用しているため、その「運用資産」が総資産に含まれます。証券の場合も顧客から預かった「運用資産」を含んでいます。これらは厳密に言えば、顧客の資産であって会社の資産ではありません。そのため、自社の資産として計上すると総資産が「過大表示」されることとなります。

たとえば、金融・証券・保険を含む経団連役員企業の1社平均の総資産（単独ベース）は、1970年から1990年の20年間で、1兆92億円から12兆3099億円へと12倍に増加しており、2000年から2015年の15年間でみると12兆5,359億円から24兆5,368億円と約2倍の増加（連結ベース）となっています。1970年（単独）から2015年（連結）で、1社平均約24倍に増加しています。これは、先に見たような「過大表示」といえるでしょう。

そこで、資産の「過大表示」を解消するため、金融・証券・保険を除いた1社平均の総資産をみると、1970年の5,647億円から1990年の1兆2,407億円へ、20年間（単独ベース）

で6倍の増加となります。その後、連結ベースで2000年の4兆6,831億円から2015年の7兆1,470億円へ、15年で1.5倍の増加となっています。1970年(単独)から2015年(連結)までの45年間をとると、1社平均で約13倍の増加となっています。このように、固く見積もってもその増え方は、やはり驚くべき早さといえるでしょう。

これは、経団連に役員を出している巨大企業が超過利潤を企業内に取り込み、資産規模を急速に拡大したことを示しており、資本の集積・集中が大規模に進行したことをあらわすものです。

次に、「売上高」についても注意すべき点がありました。問題になるのは、総合商社の売上高の扱いでした。総合商社の売上高は他の業種と比べて一ケタも二ケタも大きく表れます。その理由は、売上高のなかに、単に仲立ちをした取引金額(手数料を受け取り代理人等として関与した取引の総額)が、最近まで売上高に含まれていたからです。

たとえば、住友商事の2010年3月期の有価証券報告書に、次のような説明があります。

『売上高』は当社及び子会社が契約当事者として行った取引額及び代理人等として関与した取引額の合計であります。これは、日本の総合商社で一般的に認められている指標であり、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づく『Sales』あるいは『Revenues』と同義ではなく、また、代用されるものではありません。

このように、日本独自の慣習として採用されてきた「代理人等として関与した取引額」を売上高に入れることが、売上高の規模を肥大化させる原因となっていました。これは、最近になって改められました。三菱商事の2015年3月期の有価証券報告書は、「当社が代理人として行う営業取引について、従来は取扱高を含む総額を売上高に計上していましたが、平成26年度(2014年度)より手数料の

みを売上高に計上する方法に変更した」と説明しています。現在では、三井物産、住友商事、三菱商事、伊藤忠商事などの総合商社が、国際会計基準に基づいた指標を掲載するようになり、「売上高」ではなく「収益」と表示しています。

これは、合理的な改善といえるでしょう。しかし、長期的な集計をおこなうさいに問題が起こります。過去の売上高との比較が困難になるからです。

経団連役員企業(正副会長・正副議長)の1社平均の売上高は、単純に集計すると単独ベースで1970年4,541億円、1980年1兆363億円、1990年4兆88億円と飛躍的に増加しています。その後は、連結ベースで2000年に4兆4,376億円、2005年4兆円、2010年4兆2,347億円、2015年4兆5,443億円となっています。これでは、「過大計上」と「縮小計上」を比較することになります。

そこで、あえて商業を除いた集計数値で過去との比較をおこなってみました。そうすると、1社平均の売上高は、単独ベースで1970年3,033億円、1980年1兆861億円、1990年2兆1,374億円と増加した後、連結ベースで2000年に3兆6,346億円、2005年4兆2,111億円、2010年3兆6,048億円、2015年4兆4,836億円となりました。

この数字をみると、売上高が伸びたのは1970年代から1980年代であることは明らかです。2000年以降は、20年に渡ってほぼ横ばいの状態が続いており、2000年と2015年を比較しても1.23倍の伸びにすぎないのです。これは、国内において需要(内需)が長期に渡って低迷したことの反映です。1990年代のなかばから賃金が低迷し続けていること、政府の社会保障抑制政策が続いたことなどが、その背景にあります。

財界による政治支配の変容も解明

安倍内閣の「会議体」についても、集計作業を行いました。

官邸のホームページには「総理、副総理または官房長官を構成員とする会議、その他の会議」の一覧表があり、その総数は93あります（2015年10月現在）。しかし、50回以上開かれた会議体は6つにすぎません。経済財政諮問会議、国家安全保障会議、国家戦略特別区域諮問会議、産業競争力会議（日本経済再生本部）、総合科学技術・イノベーション会

議、規制改革会議です。ここには、安倍内閣の性格が表れています。

安倍内閣は、経済財政諮問会議と日本経済再生本部（産業競争力会議）を、経済政策の「司令塔」と位置づけています。そこに、財界代表が多数入り込んで安倍内閣の政策を決めているのです。経済財政諮問会議については、説明資料提出回数を集計を行い財界主導の実態を明らかにしました。

財界とは、いったいどのような存在なのか。今後、さらに多角的な研究が求められると思います。

農業センサスが示す下向・上向分解と農業構造ギャップ拡大

笛木 昭

(ふえき・あきら 政治経済研究所 評議員)

国の2015年2月1日把握の農業センサスは、日本農業の伝統的な担い手の自作農家が消え、企業的等の新しい農業経営体が増大する農業構造の歴史変化を一層明確にしている。

日本農業の伝統的担い手 自作農が消える下向分解が深まる

(1) 2005年～2015年の農業経営体と 販売農家、農家の減少

農業経営体数(★)は2015年1,375千で2005年(2,009千)比634千(32%)の減で、近年減少を速めている。
農家数(★★)は2015年に2,153千戸で、史上最大だった1949年の6,247千戸に対しは約7割の減少である。

日本農業基礎統計（農林統計協会）によれ

ば550万戸が明治以来一貫した我が国の農民（小農制）経営の基数だった。センサスが示す農家、経営体の激減は、1960年代までの日本農業の担い方の大崩壊、即ち伝統自作農が歴史的に消滅する最終段階を示している。

(2) 自給農家と兼業農家が減り専業農家は 脱自作農の経営上向で横ばい比重増

1995年～2015年に販売農家数の一貫した減少に対し、自給農家は792千戸から2000年に897千戸に増大した後826千戸へ減少、自作農家の消滅が自給農家にも及んで来た。

専業農家は1960年の2,078千戸、構成比34,3%から2000年に426千戸、13,7%へ激減した後、2005年は443千戸、22,6%、2015年440千戸、33,2%へと近年は数で横ばい、構成比は増大している。これに対して第一種兼業は2005年の308千戸が2015年は166千戸で46%減

へ、第二種兼業は1,212千戸から721千戸へ41%減と各々大幅に減っている。高度な経済発展を通じて生き残った専業農家は新規参入を含め、小農の生業を脱皮する農業経営の改革近代化を進めて来たのに対し、兼業農家は1980年代から担い手の世代交代を通じて離脱消滅して来た（農民の市民化による新しい持続型兼業農業も生まれて来たが）。

小農制自作農に代わる市民社会適合の新しい担い手形成への上向が進む

(1) 組織経営体と法人化する農業経営体が増大
農業経営体と農家が減る一方で、組織経営体は2005年28千、2010年31千（前回は11%増）、2015年33千（同6%増）、家族経営と合わせた農業法人経営体は各、19千（農事組合法人3千、会社法人11千、その他法人6千）、22千（同4千、13千、5千）、27千（同上6千、16千、4千）と増大（四捨五入で計が合わない場合もある）、特に会社法人の増大が著しい。

(2) 経営耕地面積規模別の農業経営体数増減率

（上段は北海道、下段は都府県）

（単位：%）								
～1%	1%～5%	5%～10%	10%～20%	20%～30%	30%～50%	50%～100%	100%～	
-18.1	-21.5	-22.1	-15.9	-8.3	-5.7	-3.1	27.1	
-20.6	-17.8	3.1	21.8	23.3	27.3	33.1	39.6	

北海道では100ha、都府県では5haの耕地経営規模が農業経営体数の増減分岐点をなし、都府県では耕地規模階層が上昇するに従って経営体数増大率が高まり、100ha規模以上層が前回2010年比で約40%も増大していることが注目される。

(3) 経営耕地規模別の農地集積率

5ha層を境に上層階層で耕地集積率を高め、それ以下層では低めている。全国平均の農業経営体一戸当たり経営耕地面積は、2005年の1.9haから2015年は2.5haへと拡大した。

（全国：上段2005年、中段2010年、下段2015年）

（単位%）								
～1%	1%～5%	5%～10%	10%～20%	20%～30%	30%～50%	50%～100%	100%～	
17.4	39.3	9.2	8.0	5.4	7.7	8.7	4.4	
14.4	34.2	9.7	9.0	6.5	9.4	10.7	6.1	
11.9	30.2	10.3	10.1	7.2	10.2	11.8	8.2	

(4) 農産物販売金額規模別の

経営体数の対2010年比増減率

2015年の農産物販売金額規模別農業経営体数は2010年と比べ、3千万円を境にそれ以下層が減少し、それ以上層が売り上げ規模を増大するほど増加率を高めている。

(5) 若い基幹農業就業者数の

減少率が小さくなった

（上、中、下段は(3)に同じ、千人）

単位：千、0内%					
15～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～	合計(平均年齢)
110(4.9)	181(8.1)	382(17.1)	280(12.5)	1,287(67.4)	2,241(64.2歳)
96(4.7)	121(5.9)	310(15.1)	271(13.2)	1,253(61.1)	2,051(66.1歳)
86(4.9)	92(5.2)	202(11.4)	243(13.8)	1,144(64.7)	1,768(67.1歳)

30歳未満の農業基幹従事者は、1970年の66万人から2010年には3万人へと20分の1に減ったが、今回センサスで2005～2015年の39歳以下層の減少率は22%、40～49歳49%、50～59歳47%（全体では21%）で、中核年齢層が依然として高い減少率を示すなかで最若年層の基幹農業従事者数が農業に踏み留まる動きが相対的に強まっている。これは、前述の専業農家層の維持力が強くなっていることに対応し、発展持続する農業経営近代化に取り組み定着する若者層が相対的に多くなって来ているからだと推察される。

上向と下向の農業構造ギャップ拡大 担い手と農地が減り耕作放棄が広がる

北西欧や北米等諸国では市民革命以来、市民社会の形成発展とともに農業も小農制の農民経営(Peasant)から高度市民社会に適合する近代的な家族経営(Farmer)へ展開して来た。

しかし、脱封建・近代化を後発した我が国は、1960年代まで小農制の戦後自作農を経済機構に根強く組み込み、小農制を脱する農業近代化への本格的な両極分解が始まったのは1980年代からで、戦後農地改革が確立した小農制自作農の高度な経済発展を通ずる下向分解・消滅が急速に進むのに対して農業経営近代化へ上向する構造再編は大きく立ち遅れ、この間の構造ギャップが様々な形で拡大し、担い手と農地の減少、農業生産の後退、食料自給度の低下等々の農業危機の深まりは21世紀に入っても拡大し続けている。

(1) 農民の自立市民化対応による

農業の就業者と後継者の不足

戦後「民主化」を土台にした我が国の高度な経済発展は、兼業の広がりだけでなく、特に若者後継者の人格的自立（市民化）による職業選択等の自己決定を大きく進めた。それはまた、特に1980年代以降、それまで農業・農村の貧困を背景に農民を狭い農地と家に縛り続けた家父長制を一掃し、農業後継者の農業離れ、家離れを大きく進めた。

販売農家の主に農業従事する者は2015年に1,768千人（平均年齢67.1歳）で2005年の2,241千人（64.2歳）と比べて数の減少と高齢化が更に進んでいる。若い基幹農業従事者の定着度が高いと言っても、高齢農業従事者（65歳以上の構成比は2005年57.4%、2015年64.7%）が絶対多数を占め、販売農家1,327千戸のうち同居後継者の居ない農家が930千戸（70%）、他出後継者も居ない農家が680千戸（51%）もある中で高齢農業者の引退とともに伝統的な自作農が消え、農業の近代化再編を担う人的資源の不足が深刻になっている。

日本農業は、親から子へ家と農業を継承する家父長制社会規範を廃絶しつつあり、各地で形成された大規模経営や集団営農も後継者を欠いて解体する場合が少なくない。

(2) 経営耕地面積の減少と

耕作放棄農地の増大

センサスが把握する農業経営体の経営耕地面積は、2015年3,441千 ha で前回2010年より191千 ha（5.3%）、2005年より252千 ha（6.8%）減った（これは農業経営体からの把握で、従来の農家毎に捉えた数値とは異なる）。従来からの耕地面積統計で歴史的に最大だった1961年の6,136千 ha に対し、それに繋がる2015年の耕地面積4,496千 ha は1,640千 ha、27%減り、農業経営体から把握した2015年の経営耕地面積はそれより更に1,055千 ha、23%も少ない。伝統農家の多くが消滅し経営実態を失って来ている状況から、農業経営体毎に把握した3,441千 ha の方が今日の経営耕地の実体を反映していると思われる。

これに対し2015年の耕作放棄農地面積は、424千 ha で、2010年に400千 ha、2005年386千 ha、2000年343千 ha、1980年の120千 ha から回を追って増大して来ている。

(3) 引き続き経営耕地面積の減少も

小農制農業基盤の解体を示す

我が国の耕地面積は農家数と並び、徳川期以来の小農制農業の基盤をなし、国の農林統計把握が確立する1955年代以降は600万 ha を超え1961年の614万 ha が最大だった。耕地面積が今日、自作農確立期の数値を大きく減らしながら、なお減少傾向が止まらない状況は、自作農が消える農業構造変動、小農制自作農の歴史的消滅にその近代的再構成が間に合わない構造ギャップ拡大の深刻な状況を示している。

(4) 集落数は900の減少

だが活動する集落数は増大

集落社会は、農林業生産等と不可分であるがその数は2015年138,300で前回2010年の139,200に比べて900（0.6%）減った。集落を構成する最重要要素である自作農と林家が減っているため、農山村地域等での集落消失や限界集落化をもたらしている。

然し今回、農業用水路の管理集落数が

78.4%となり、前回の73.1%を上回った。ため池湖沼管理機能を持つ集落数も60.8%で前回の56.6%を上回った。これは祭りやイベント寄り合いする集落比率増大も同じだが、全体の集落母数が減っていることによる面もある。

日本農業の近代的再構成へ 構造ギャップ克服の三つの課題提起

一つは、農業の仕組みを徳川期以来の零細分散農地と家父長制の小農から農民が自立市民となった今日の市民社会に適合する農業への近代化・構造改革である。二つは、以上の構造改革に対応した農業諸制度の改革、特に農地について地域と農業者が民主的に選び構成する公的機関が所有権を超えて利用権を幅広く集積、中間保有し集団地化、適格経営者への移転や相続の経営継承等を民法特例で大胆になし得る新しい農地改革（法）の実施だ。三つは、この農業近代化への移行の担い手は

あくまで地域に定住する、新規参入者を含む農業者自らに拠るべきことだ。これは、農民自らが市民社会の形成発展と歩調を合わせて農業を近代化した北西欧や北米社会と外から大規模農業等を持ち込み巨大格差の犯罪多発社会を形成した中南米等社会の違いに明らかだ。以上の農業構造改革は、現に耕作を続ける自作農の耕作を尊重すべきだが、夫々の地域で脱自作農の農業近代化の歴史移行に正面から向き合う意識改革に立った農業構造改革の取り組みが欠かせないと確信する。

(★) 農業経営体は(1)経営耕地が30アール以上の規模農業か(2)農作物作付面積や家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が国の統計が定める外形基準以上の農業で2005年センサスから把握。

(★★) 農家は1985年まで東日本10a、西日本5a以上の経営耕地耕作か、農産物販売額年10万円以上の世帯、1990年以降は全国で耕地10a以上を耕作するか、農産物を年15万円以上販売する世帯。

日本軍「慰安婦」問題について—韓国の旅で見たこと感じたこと

塩沢 俊之

(しおざわ・としゆき 政治経済研究所 理事)

元の職場の友人達と「日本の敗戦70周年・日韓歴史認識検証の旅」と称して、2015年9月に韓国を訪問した。

8月14日の安倍総理の「戦後70年談話」に対し、韓国側が求めていた「侵略」「植民地支配」「反省」「お詫び」のキーワードは織り込まれたが、主語が明確でなく、あいまいな表現になっていることに朴韓国大統領が「残念な部分が少なくない」としながらも「歴代内閣の立場がこれからもゆるぎない」と評価しているのに、「慰安婦」問題に全く

言及していないことに、私は違和感を覚えた。その上に、柳興洙駐日韓国大使が、「安倍談話に慰安婦問題を示唆する表現が織り込まれたことを踏まえ、『(日本側に)何らかの考えがあるのではないかと信じたい』と慰安婦問題の前進に期待を込めた。」(『朝日新聞』8月21日)との発言から、水面下で日韓政府間の交渉が行われているのではないかの感じを抱きつつ、韓国の国民の反応がどうか不安を感じながらの訪韓でした。

私たちは、「元慰安婦」が生活しているナ

ナムの家、韓国挺身隊問題対策協議会の「戦争と女性の人権博物館」、ソウル日本大使館前での水曜集会、天安市の独立記念館、3・1独立運動の柳寛順記念館、西大門刑務所歴史館等を訪問した。この旅の中で、街の中や見学場所に於いても反日の言葉を投げかけられたことは、一度もなかったし、懇談、博物館や記念館等の展示や説明、日本語のパンフレットに於いても、歴史的事実を踏まえた冷静な表現がされており、反日感情を感じることはありませんでした。

ナムの家での懇談

ナム（分かち合い）の家を訪問し、金順玉さん（キム・スノック、94歳）、李玉善さん（イ・オクソン、88歳）、朴玉善さん（パク・オクソン、92歳）ら5名のハルモニと懇談することができた。ナムの家は、1992年に仏教界中心とした募金をもとにつくられ、1995年に現在の京畿道広州市に移転し、2000年に社会福祉法人として支援者の後援で運営され、現在は10名のハルモニさんが生活しているとのことでした。ハルモニさんの証言映像は、14～15歳で金銭で売られたり、良い働き口があると騙されたりして「慰安婦」にされた経過、性奴隷にされた「慰安所」での被害、戦後、差別と偏見の下での精神的トラウマと苦悩を抱えながらの生活の証言に、私たちは、胸を締め付けられる思いで、言葉が出ませんでした。

懇談で、日本が侵略戦争を引き起こし、「慰安婦」、性奴隷として人権を侵害してきたことをお詫びし、日本政府が「元慰安婦」のみなさんに一日も早く補償と謝罪が行われるよう頑張っていきたいと話すと、ハルモニさんは、「あなた方が謝る必要はありません。日本政府に対して、心からの謝罪と戦争被害者への賠償が行われよう力を貸してください」との要請を受けた。また、自分の意志で参加し

た「従軍記者」や「従軍看護婦」などと違い、「慰安婦」は、自分の意志に反して日本軍に強制的に連行されに従属されていたので、「従軍慰安婦」と言われるのは傷つくと訴えられた。

韓国挺身問題博物館で

韓国挺身問題対策協議会（挺身隊）では、これまでに韓国国内で253名の方が日本軍「慰安婦」として被害申告され、53名の方が生存（2015年12月、46名）されている。ハルモニさんが高齢になり、ぜひ生存中に日本政府による「謝罪と賠償」が行われることを望んでいる。また、ベトナム戦争で韓国軍もベトナム婦人を「慰安婦」にして、人権を侵害した事実に向き合い、ベトナムの「慰安婦」について救済の取り組みをしている。日本政府へ「慰安婦」問題に対する謝罪要求だけでなく、戦争における女性の人権侵害をなくすために活動していることが表明され、私は、挺身隊が「慰安婦」問題について冷静に取り組んでいることを感じた。

元「慰安婦」の方々は、1965年の請求権協定に於いて「慰安婦」などの賠償問題は、解決済みとの日韓政府の立場や1988年まで軍事政権のため戦争被害者の救済についてほとんど声を上げることができなかつたし、偏見・差別もあり名乗り出ることができなかつた。1990年の盧泰愚大統領の訪日に際し挺身隊が「謝罪と補償」を求め、91年に元慰安婦の金学順（キム・ハクスン）さんら3名が日本政府の謝罪と補償を求めて東京地裁に提訴してから、徐々に名乗り出ることが出来ようになった。戦後50年も偏見と差別に苦しみ続け、「元慰安婦とは身内にも明かすことが出来なかつた」との話には、胸が締め付けられ言葉が出ませんでした。日本や韓国の一部の人たちから「お金のため」と言われるのが大変悲しく、日本政府に「きちんと謝罪してほし

い)、これが元慰安婦の気持ちであると説明された。

水曜集会に参加して

9月9日のソウルの日本大使館前の水曜集会(1195回)にも参加した。(1992年1月8日から毎週水曜日に日本大使館前で「慰安婦」問題の解決を求める集会、1995年1月17日の阪神・淡路大震災の日だけ中止したが、それ以外は毎週行っているとのこと)。1000回目の2011年12月14日からソウルの日本大使館前に「平和の碑(少女像)」が設置されている。

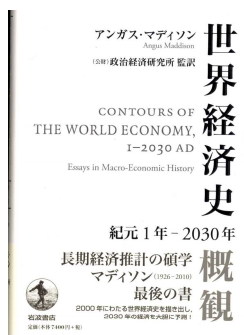
当日の参加者は、若者や宗教関係者、プロの歌手など、支援者で300名程でした。なかでも中学校2校、高校4校の生徒さん達が授業の一環として集会に参加し、手作りのプラカードを掲げてハルモニさんにエールを送っていることには驚かされた。集会でのコールは、韓国政府が日本に謝罪と補償を求めよにと、「(韓国)政府ははっきりせよ」、「(日本政府は)ハルモニにあやまれ」、「ハルモニが生きている間に解決を」と訴えていた。

訪問中に日本に対する批判、憎悪の声がないのか不思議でならなかったが、天安市の独立記念館を訪問したときに謎が解けた気がした。日本の侵略行為の展示でも、事実に基づき客観的な展示でした。また、3.1独立運動の宣言は日本に留学していた留学生が日本で起草していた。さらには1965年日韓友好条約

での賠償金で韓国のインフラ整備、経済の近代化が進んだと冷静に展示されていた。小学校の歴史教育の場として1日ばかりで学習していることでした。韓国政府が「自由と独立の韓国近代史」の教育を重視していることが、うかがい知ることができた。安倍政権が、93年の河野談話で約束した「慰安婦」問題について記述した教科書が2016年からはすべてなくしてしまう歴史認識の違いについて考えさせられた。

日韓外相会談の日本軍「慰安婦」合意について

昨年12月28日に日韓外相会談で日本軍「慰安婦」問題について、「日本政府は責任を痛感している」、「日本政府の予算で資金を一括で拠出し、元慰安婦の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒しのため事業を行う」と、問題解決に向けての一步を踏み出したが、慰安婦の支援団体の挺身隊、被害者である元「慰安婦」の方々から今回の合意を評価しないとの強い不満が表明されており、被害者の納得する解決のために、日本政府の誠実な努力が求められている。また、被害者を置き去りにして、在韓日本大使館前の「平和の像」の撤去を求めることは、元「慰安婦」の心情を逆なでするものでしかなく、元「慰安婦」の名誉と尊厳を傷つける誤った歴史認識に対しては政府が明確に反駁することが、真の解決に向けた一步になることを、韓国への旅を通じあらためて感じた。



アンガス・マディソン著書・公益財団法人政治経済研究所監訳で3冊揃いました。

アンガス・マディソン『世界経済史概観』岩波書店を特別割引価格でお譲りいたします。

税別7,400円
→税込み・送料込み7,000円

公益財団法人政治経済研究所へご連絡ください。

研究所の動向（2015年10月～12月）

理事会

- 10月21日 第6回理事会 公開研究会について／収益事業について／設立70周年について／研究員採用について
 11月23日 第7回理事会 Web サイト、server リニューアルについて／財政状況について／収益事業について／岩波原稿料の配分について／設立70周年記念行事について／2014年度研究助成の報告について／マイナンバー対策について
 12月21日 第8回理事会 12月9日公開研究会の総括と2月開催内容検討／受託調査事業の契約内容ならびに調査体制の検討／設立70周年記念行事について

委員会等

- 10月21日 研究委員会
 11月23日 研究委員会
 12月15日 研究委員会
 10月14日 東京大空襲・戦災資料センター2014年度第6回運営委員会
 11月17日 東京大空襲・戦災資料センター2014年度第7回運営委員会
 12月14日 東京大空襲・戦災資料センター2014年度第8回運営委員会

研究会・研究室

- 10月15日 現代経済研究室 研究会
 10月30日 政治経済研究所 定例研究会
 12月9日 公開研究会
 11月22日 公共問題研究会
 12月12日 公共問題研究会
 10月11日 霊名簿・被災地図研究会研究会 第50回研究会
 11月7日 空襲被災者運動研究会、第4回公開研究会
 11月21日 戦中・戦後の「報道写真」研究会 第10回研究会
 11月24日 空襲被災者運動研究会、第5回研究会
 12月6日 霊名簿・被災地図研究会研究会 第51回研究会

東京大空襲・戦災資料センターの事業

- 11月20日～26日 「東京大空襲写真展」をギャラリー・アートグラフ（銀座）で開催
 11月27日 第19回文化庁メディア芸術祭 審査委員会推薦賞受賞

刊行物

- 10月28日 吉田裕・森武鷹・伊香俊哉・高岡裕之編『アジア・太平洋戦争辞典』執筆者、青木哲夫・赤沢史朗・井上祐子・小山亮・本庄十喜・松田英里・柳沢遊・山辺昌彦・山本唯人・吉田裕
 11月 合田寛「タックスヘイブんと税制改革のグローバルな視点」（『前衛』2015年11月号）
 12月28日 『別冊 Muse 2015』山本唯人「異色討論」掲載
 小宮昌平「日本農業・農民70年」『唯物論』89号

出版記念

- 10月18日 A マディソン『世界経済史概観』出版記念会

政経研メールニュースの発行

- 10月9日 10月22日 11月11日 11月25日 12月23日

学会報告・講演など

- 11月5日 鶴田満彦「『資本論』と現代資本主義論」清華大学学術シンポジウム 北京
 11月21日～22日、鶴田満彦、後藤康夫報告、高木彰報告、八尾信光報告への各コメント、経済理論学会第63回大会、一橋大学
 11月28日 山辺昌彦「東京大空襲をめぐる研究と運動について」歴史科学協議会第49回大会報告

研究所関連の報道・紹介

- 10月10日 「講演 東京大改造計画と道路・まちづくり」（東京大改造と道路・まちづくりを考えるシンポジウム）
 11月17日 『朝日新聞』「東京の空襲 伝える写真展 銀座で 20～26日」
 11月17日 『読売新聞』夕刊 ぎやらりーモール「東京大空襲写真展」
 11月18日 中央エフエム「Hello! Radiocity」（「東京大空襲写真展 東方社撮影」山辺昌彦が出演）
 11月19日 『東京新聞』「「東方社」撮った銀座の空襲 中央区、明日から写真展」
 12月27日 『朝日新聞』「見ぬ大空襲 記憶継ぐガイド 今春、活動本格化」山本唯人コメント

『政経研究時報』No. 18-1

子島喜久「学問の厳しさを思考に刻み込む科学者—伊藤誠先生公開研究会に寄せて—」
 合田寛「グローバル資本主義の聖域—タックスヘイブんに迫る—」

『政経研究時報』No. 18-2

鶴田満彦「理事長挨拶/戦後70年—安倍首相談話と歴史の語り継ぎ—」

塩沢俊之「富岡幸雄先生の『法人税空洞化の現状とその再建提案』を聞いて」
 井上祐子「写真に見る東京空襲の被害—東方社撮影の東京空襲被害写真について—」

『政経研究時報』No. 18-3

編集・構成 相田利雄「アンガス・マディソン『世界経済史概観』岩波書店出版記念会」

中久保斉「公益財団法人政治経済研究所 公開研究会 浦田賢治氏「戦後70年『戦争と平和』の法制を再審理する—憲法学の立場から—」に参加して」
 大岡聡「共同研究『戦後都市社会における空襲被災者運動の歴史学的研究』について」